

名張市AED協力事業所登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の有効な活用により心肺停止者の救命率を向上させるため、市内のAED設置事業所をAED協力事業所として登録し、それを公表することにより市民がAEDの設置場所を容易に知り得る環境を整備するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業所等 事業所又は事務所をいう。
- (2) AED設置事業所 AEDを設置している事業所等をいう。
- (3) AED協力事業所 消防長が次条各号に掲げる登録要件（以下単に「登録要件」という。）の全てに適合していると認め、同条から第6条までの規定により登録されたAED設置事業所をいう。

(登録要件)

第3条 消防長は、次条の規定による申請をした者が有するAED設置事業所が次に掲げる要件の全てに適合すると認める場合は、当該AED設置事業所をAED協力事業所として登録できるものとする。

- (1) 医療機器として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく承認を受けたAEDを適正に管理していること。
- (2) 営業時間又は公開時間中の緊急時において速やかにAEDを貸し出すことができること。
- (3) AEDを使用した場合は、当該AED設置事業所の責任において消耗品を補充することができること。
- (4) AEDが故障した場合は、当該AED設置事業所の責任において整備できること。

(登録申請)

第4条 AED設置事業所を有する法人その他の団体又は事業を行う個人は、当該AED設置事業所をAED協力事業所として登録しようとする場合は、名張市AED協力事業所登録（変更）申請書（様式第1号）を消防長に提出することにより、申請するものとする。

(審査等)

第5条 消防長は、前条の規定による申請があったときは、登録要件の全てに適合しているかどうかについて審査を行い、必要に応じて調査ができるものとする。

(登録)

第6条 消防長は、前条の規定による審査等の結果、登録要件の全てに適合していると認

めるときは、名張市AED協力事業所登録台帳（様式第2号）に記載することにより、登録するものとする。

（登録証及び標章の交付）

第7条 消防長は、前条の規定により登録したAED設置事業所を有する法人その他の団体又は事業を行う個人（以下「AED協力事業者」という。）に対し、名張市AED協力事業所登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）及び名張市AED協力事業所登録標章（様式第4号。以下「標章」という。）を交付するものとする。

（標章の掲示）

第8条 前条の規定により標章の交付を受けたAED協力事業者は、当該標章をそのAED協力事業所の出入口付近の見やすい場所に掲示するものとする。

（協力事業所の公表）

第9条 消防長は、AED協力事業所の名称、所在地、設置箇所、地図情報及び営業時間又は公開時間を次に掲げる方法により公表するものとする。

- （1）市広報、市ホームページ等への掲載
- （2）救命講習会等において使用する資料への掲載
- （3）その他AEDの普及啓発に関する資料への掲載

（登録内容の変更）

第10条 AED協力事業者は、第6条の規定により登録された事項に変更があった場合は、名張市AED協力事業所登録（変更）申請書（様式第1号）を消防長に提出することにより、申請するものとする。

（登録の抹消）

第11条 AED協力事業者は、第6条の規定による登録（以下単に「登録」という。）の抹消を希望する場合は、名張市AED協力事業所登録抹消申請書（様式第5号）を消防長に提出することにより、申請するものとする。

- 2 消防長は、前項の規定による申請を受けたときは、その登録を抹消するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、消防長は、登録要件の全てを満たさなくなったときは、その登録を抹消できるものとする。
- 4 AED協力事業所は、前2項の規定により、登録が抹消された場合は、登録証を返納するとともに、標章を取り外すものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、名張市AED協力事業所登録制度に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第10条関係）

名張市AED協力事業所登録（変更）申請書

年 月 日

名張市消防長 宛て

所 在 地

申請者 事業所等名称

代 表 者 名

登録申請

名張市AED協力事業所登録制度実施要綱の内容に賛同し、同要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

登録内容変更申請

名張市AED協力事業所登録制度実施要綱第10条の規定により、次のとおり登録内容の変更を申請します。

（※該当するにチェックしてください。）

AED設置事業所	所 在 地 : 事業所等名称 : 担当部署・連絡先 : (TEL) 設 置 台 数 : 【 台】 設 置 形 態 : 【 購 入 品 ・ リ ー ス 品 ・ そ の 他 () 】
営業時間又は公開時間	<input type="checkbox"/> 24時間 <input type="checkbox"/> 時 分 ~ 時 分 <input type="checkbox"/> その他 曜日 ~ 曜日 ()
AED情報	製 造 年 月 : 設 置 箇 所 : メ ー カ ー 名 : 品 名 : パッド使用期限 : 【成人】 年 月 【小児】 年 月 バッテリー有効期限 : 年 月
備 考	

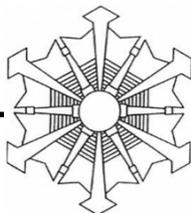
(続紙)

A E D 情報	製造年月： 設置箇所： メーカー名： 品名： パッド使用期限：【成人】 年 月 【小児】 年 月 バッテリー有効期限： 年 月
	製造年月： 設置箇所： メーカー名： 品名： パッド使用期限：【成人】 年 月 【小児】 年 月 バッテリー有効期限： 年 月
	製造年月： 設置箇所： メーカー名： 品名： パッド使用期限：【成人】 年 月 【小児】 年 月 バッテリー有効期限： 年 月
	製造年月： 設置箇所： メーカー名： 品名： パッド使用期限：【成人】 年 月 【小児】 年 月 バッテリー有効期限： 年 月

様式第2号（第6条関係）

名張市AED協力事業所登録台帳

登 録 番 号		
登 録 年 月 日		
事業所等情報	所 在 地	
	事業所等名称	
	担 当 部 署	
	連 絡 先	
	設 置 台 数	
	設 置 形 態	
A E D 情 報	製 造 年 月	
	設 置 箇 所	
	メ ー カ ー 名	
	品 名	
	パッド使用期限	
	バッテリー有効期限	
営業時間又は公開時間		
備 考		



第 号

名張市AED協力事業所登録証

名張市AED協力事業所登録制度実施要綱
におけるAED協力事業所に登録したことを
証する。

所在地

事業所等名称

年 月 日

名張市消防長

名張市AED協力事業所登録標章



緊急時に誰でも利用できるAEDを設置しています

名張市消防本部

様式第5号（第11条関係）

名張市AED協力事業所登録抹消申請書

年 月 日

名張市消防長 宛て

所 在 地

申請者 事業所等名称

代表者氏名

名張市AED協力事業所の登録抹消を希望しますので、名張市AED協力事業所登録制度実施要綱第11条により申請します。

事業所等情報	所在地： 事業所等名称： 担当部署： 連絡先：
登録抹消理由	
登録番号	
備考	